

放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン

第1章 総則

(目的)

第1 このガイドラインは、千葉県浄化槽取扱指導要綱第4の3の(2)の規定により、浄化槽を設置しようとする者が、適当な放流先を確保することが著しく困難な場合に、浄化槽放流水（以下「放流水」という。）の処理を適切に行うための参考とすることを目的とする。

(放流水の処理方法)

第2 放流水を公共用海域（これに流入する水路等を含む。）に放流することが著しく困難な場合は、次のいずれかの方法により、浄化槽を設置しようとする敷地内で適切に処理するものとする。

- 一 第2章に定める蒸発拡散方式による処理
- 二 第3章に定める地下浸透方式による処理
- 三 第4章に定める貯留方式による処理

第2章 蒸発拡散方式による処理

(対象浄化槽)

第3 放流水を蒸発拡散方式により処理する場合の浄化槽は、合併処理浄化槽とする。

(蒸発拡散装置の要件)

第4 蒸発拡散装置は、次の要件を満たすものとする。

- 一 放流水を蒸発拡散させる装置として、公的試験研究機関等による性能評価又は行政機関（関東地方の都県・保健所設置市に限る。）による構造認定を得ていること。
- 二 装置の維持管理を行うことができる営業所を県内に有する者が自ら施工し、使用中の維持管理までを一貫して行うこと。
- 三 重力浸透をしない構造であること。

(設置の技術的基準)

第5 蒸発拡散装置は、装置の性能評価又は構造認定に付された条件を遵守し、設置するものとする。

(蒸発拡散方式による処理ができる土地)

第6 蒸発拡散装置を設置し、放流水を蒸発拡散処理することができる土地の条件は、次のとおりとする。なお、装置の性能評価又は構造認定に付された条件と次の各条件に相違がある場合にあっては、原則として厳しい条件を適用するものとする。

- 一 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。
- 二 地下水位は、地盤面下1.5mより低く、かつ、装置の底面より1m以上低いこと。

- 三 土壌が砂質や礫でないこと。
- 四 飲用に供する井戸までの水平距離が5m以上であること。
- 五 蒸発拡散処理装置の端から周囲の建築物等までの水平距離は次のとおりとする。
 - イ 建築物まで 1m以上
 - ロ 隣地境界まで 1m以上
 - ハ 擁壁上部まで 1.5m以上
 - ニ 擁壁下部まで 1m以上
 - ホ がけの上端まで 1.5m以上(ただし、傾斜が45度を超えるがけにとっては、がけの下端から45度の線が上部地表面と交わる所まで1.5m以上)
 - ヘ がけの下端まで 1.5m以上
- 六 日照、通風が良好であり、かつ、雨水等が流入するおそれのない平坦な場所であること。
- 七 車両の通行や定常的な歩行によって踏み固められるおそれのない場所であること。